公安委員会 説明資料No. 1	「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等について	令和８年９月17日 長官官房 生活安全局 交通局

１　趣旨

資格申請者の利便性向上のため、

○　警備業法施行規則（昭和58年総理府令第１号）

○　警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第２号）

○　技能検定員審査等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第３号）

○　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）

○　警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）

における申請書の様式等の改正を行うもの。

２　概要

(1)　内閣府令案

警備業法施行規則について、

○　警備員指導教育責任者資格者証等の様式

の改正を行うもの。

(2)　国家公安委員会規則案

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等について、

○　警備員指導教育責任者講習修了証明書等の様式

等の改正を行うもの。

３　意見公募の実施結果

２について意見公募手続（令和８年８月７日から同年９月５日まで）を実施した結果、22件の意見が寄せられた。

意見を踏まえ、内閣府令案における、

○　警備員指導教育責任者資格者証

○　機械警備業務管理者資格者証

及び国家公安委員会規則案における、

○　警備員指導教育責任者講習修了証明書

○　機械警備業務管理者講習修了証明書

について、「住所」欄を設けないこととする修正を行うこととする。

４　施行期日

令和８年10月１日から施行する。

公　安　委　員　会 説明資料No.　2	犯罪被害者等給付金の審査請求事案の裁決について	令和８年９月17日 長　官　官　房

公安委員会 説明資料№. 3	「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集について	令和８年９月17日 交通局

１　改正の概要

(1)　運転技能検査の内容の充実

「運転技能検査の内容の充実に係る方向性等に関する報告書」（令和８年８月・運転技能検査の見直しに関する有識者検討会）において、高齢運転者はアクセル・ブレーキの踏み間違いによる交通事故が多いことを踏まえ、ペダル操作の正確性を確認するため、運転技能検査の課題に「方向変換」を追加すべきという方向性が示されたことを受け、運転技能検査の課題に「方向変換」を追加することとする。

(2)　波状路コースの見直し

大型自動二輪免許の教習コースのうち「波状路コース」について、難易度を損なわず、より安全に教習等を実施することができるよう、新たなコースの形状及び構造に関する基準を定めることとする。

２　意見公募の実施期間

令和８年９月18日（金）から10月17日（土）までの間（30日間）

３　施行期日

○　１(1)関係　　令和９年６月１日

○　１(2)関係　　令和９年２月１日

公安委員会 説明資料No. 4	「防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」について	令和８年９月17日 警備局

１　概要

令和８年７月17日に公布された防災庁設置法（令和８年法律第61号）及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和８年法律第62号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、関係政令について所要の規定の整備を行うもの。

２　当庁関係の改正事項

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令（平成28年政令第224号）では、その敷地等の上空における小型無人機等の飛行が禁止される対象施設に関し、対象危機管理行政機関（危機管理に関する機能を担う国の行政機関）及びその庁舎であって当該対象危機管理行政機関の担う危機管理に関する機能を維持するため特に必要なものを定めている。

防災庁の設置に伴い、同庁を対象危機管理行政機関とし、当該対象危機管理行政機関の担う危機管理に関する機能を維持するため特に必要なものとして、その主たる庁舎（東京都千代田区永田町１丁目６番１号に所在する庁舎）を定め、対象施設として追加することとする。

３　今後の予定

閣議　令和８年９月25日

公布　令和８年９月30日

施行　令和８年11月２日